

# 会計年度任用短時間勤務職員（青少年教育カウンセラー）募集案内

## 1 募集職種

青少年教育カウンセラー

## 2 業務内容

19歳以下の青少年に関する全般的な相談業務（不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題など）及びその他センター業務

## 3 募集人数

会計年度任用短時間勤務職員	若干名
会計年度任用短時間勤務職員代替職員	若干名

## 4 応募資格

相談業務に熱意のある人で、次のいずれかに該当する人

- (1) 臨床心理士の資格取得者
- (2) 公認心理師の資格取得者
- (3) 大学院で心理学を専門に学び、相談業務に従事した経験のある人

## 5 採用予定日

令和7年9月1日

## 6 勤務条件

(1) 身分：相模原市会計年度任用短時間勤務職員

(2) 任用期間：令和7年9月1日～令和8年3月31日まで

※会計年度任用短時間勤務職員は、任用期間満了後、人事評価の結果が良好である場合に再度の任用が可能

※会計年度任用短時間勤務職員代替職員は、育児休業中職員の復帰状況に応じて延長の可能性あり

(3) 勤務地：教育相談課 市内各相談室、市内各相談指導教室、市立小・中・義務教育学校

(4) 勤務日：週4日（月曜日は要勤務日）

(5) 勤務時間（1日あたり）：7時間30分（※休憩1時間を除く）

①相談室勤務日：午前8時45分から午後5時15分

②学校勤務日：午前9時から午後5時30分（原則）

③相談指導教室勤務日：午前8時45分から午後5時15分

(6) 給与等：月額 244,900円以上（期末手当有）

通勤交通費は別途支給（実績に応じて翌月払い）

期末手当・勤勉手当・昇給あり（任期の時期、期間によって対象にならない場合あり）

過去に相模原市会計年度任用短時間勤務職員の同職種であった者は経験反映あり

※記載の報酬額等については、例規改正により変更される場合があります。

※通勤交通費は通勤距離が片道2キロメートル以上の場合、規定に応じて支給します。

(7) 休暇：年次休暇（有給）10日付与予定

（雇入時3日、6ヶ月以上継続勤務し勤務日数の8割以上出勤した場合7日付与）

その他特別休暇あり

(8) 社会保険等：神奈川県市町村職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償

## 7 申込方法等

(1) 申込期間：令和7年6月30日（月）～令和7年7月25日（金）

(2) 申込書類：申込書（様式あり）

※申込書類は相模原市教育相談課指定の様式をご使用ください。

様式は相模原市教育相談課各相談室にて配布します。

市ホームページまたは教育相談課のホームページ（下記二次元コード参照）の

「各種相談員・ボランティアの募集」ページからダウンロードすることもできます。

(3) 申込受付：相模原市教育相談課採用担当者宛（※問い合わせ先参照）に

申込書類を直接持込または郵送（7月25日午後5時必着）

(4) 注意点

①直接持込の受付は、平日午前9時から午後5時まで（※祝日を除く）です。

②送付状（添え状）は不要です。

③提出いただいた申込書等は返却いたしません。

（書類の個人情報採用にかかる事務以外には一切使用いたしません。）

## 8 選考方法

(1) 一次審査（書類選考）：申込書類による書類選考を行います。

結果につきましては、合否にかかわらずご連絡します。

(2) 二次審査（個人面接）：一次審査合格者を対象に

7月31日（木）・8月1日（金）・8月4日（月）のいずれかの日に

個人面接を行います。

結果につきましては、合否にかかわらず8月中旬に通知を発送します。

## 9 採用に関する問い合わせ先

〒252-0239

相模原市中央区中央3-13-13 相模原市立青少年相談センター内

相模原市教育委員会 教育相談課

電話：042-769-8285

(参考) 教育相談課ホームページ

教育相談課各相談室及び相談指導教室所在地は、

教育相談課ホームページの「アクセス」ページを参照してください。→

